

施設内でも友人関係でトラブルがあり、思春期に向けて、今後も関わりが必要な児童である。母親は不安定な経済状態ながら、情緒的にはかなり安定してきた。

(中央Ⅱ)

・このケースでは、母や母方祖父母が虐待の事実から目を逸らすことなく、しかし、父を見捨てることなく、父に関わっていたことが根底にあったために、面接での効果があったと思われる。

虐待者だけを取り出した援助方法には限界があり、虐待者を取り巻く人間関係の中での援助方法が必要である。つまり、虐待者への援助効果が期待できるケースとそうでないケースが、虐待者の置かれている環境にも影響されると思われる。

(中央Ⅳ)

・本来、分離が原則であろうと思われる性虐待ケースであるが、本児自身の退所意向の強さから、虐待者である継父のいる家庭に戻った事例である。問題の顕在化が相談、一時保護、入所により図られ、本児の中での正常な価値観の強化、自我の強化が図られたこと、学校生活への強固な姿勢が崩れていないことが大きなポイントと思われる。また、継父の特異な性格上の問題も、「枠」の明示があれば約束を履行できる可能性の高さを認めさせるものであったこと、母も事態の再発を防ぐための発信者になりえる人であることも条件として挙げられる。退所後の母を通じたモニタリングでのフォローとなる。

被虐待児が分離させられ、虐待者とその家族が通常の生活を継続できるという児の不便さのみが強いられることの矛盾

があることが気になる。

(中央Ⅴ)

・母の精神不安定を原因とする（このケースは神経症との診断）。結果としてのネグレクトやバタードに対して、母の精神障害、病気への援助を主軸としながら、生活面へのサポート、家族関係の調整（母と長姉との関係）、経済生活への援助、養育環境の整備と、在宅での児童たちが適切な生活習慣や対人交流を図れる保育環境の整備が総合的に展開されることが必要である。

そのためには、関係する機関間の連携がことのほか重要であり、母に対しての情報提供の持ち方、情報共有のあり方への共通認識づくりが問われる。

地域の機関は不適切な環境ということで分離継続の希望の程度が高くなる傾向があるが、地域で障害者の子育てをどう支えるかという視点が必要と痛感せられるケースであった。

4. 考察

(1) ケースマネージメントの準拠モデル

保護者への援助は、長期化する上、多面的な援助が必要となるため、適切なケースマネージメント（ケースの進捗管理）が不可欠である。すなわち、援助を開始するに際して行われる初期アセスメントとこれを踏まえた親子接触援助プログラムの策定と実行、親子接触プログラム策定のためのアセスメントとプログラムの策定、実行、在宅指導や措置解除ケースのためのアセスメントと在宅プログラムの策定、実行など、援助経過の進捗状況の総合的な把握と援助方法の点検、見直しが必要となる（図1参

照)。

しかし、保護者援助における課題はあまりにも幅広く、しかも解決が困難な課題が多いので、援助目標や援助方法、事例の変化が見失われがちで、援助者の動機づけも低下しがちである。これを防ぐためには、神奈川県の援助プログラムのような、常に進捗状況や課題、事例の変化等が俯瞰できるケースマネージメントのための準拠モデルが必要となる。

しかし、今回の調査では、一定のモデルに依拠したケースマネージメントを行ったところはほとんどなかった。その理由をヒアリングで聞いたところ、神奈川県の援助プログラムは策定に極めて多くの時間を要することを指摘する意見が多くかった。従って、より現実的なもう少し簡略化したプログラムを開発する必要があると考えられる。

(2) アセスメントツール

保護者援助を効果的・効率的に行うには、援助開始時点、親子接触段階、措置解除段階等、援助の流れの節目におけるアセスメントが不可欠であるが、アセスメントに当たっては、事例の特徴や援助目標、事例の変化等が客観的に把握できるアセスメントツールの活用が重要となる。今回の調査でも多くの事例においてアセスメントツールが活用されている。

実際、アセスメントツールを活用した児童相談所からは、①親子関係や子どもの状況やその変化を客観的に把握できる、②援助の各節目において同じ尺度で評価しなおすことにより、問題点が明確になりやすい、③援助目標がどれだけ達成できたかが明確になる、④調査や援助における見落としを

なくすためにもツールは重要なとの意見が多く出されている。

しかし、課題について多くの指摘がなされた。①引取りに向けたプログラム作成条件が厳しく、面会→外出→外泊というステップにスムーズに進めない、何らかの補償要因があれば進めていいってよいのではないかといったチェック項目の妥当性やアセスメント結果とプログラムとの対応に課題があるという指摘や、②今回活用したツールのチェック項目では、危険度評価につながらない、ポイントでの数量化に意味が感じられないというチェック項目の点数化のあり方に課題があるとする意見が多く出された。より適切なチェック項目をさらに検討するとともに、ポイントでの数量化に際しては項目ごとの重要性に応じて差別化を図るなど、より精度の高いアセスメントが可能となるよう再検討する必要がある。

(3) 援助技法

今回の調査では援助技法のモデルとして、北九州市の点数方式と大阪府のスケジュールチャートを提示したが、前者の適用例はなく、後者も1事例のみであった。つまり、特別な援助技法モデルに依拠することなく、ケースバイケースで試行錯誤が重ねられている。このことは、保護者への援助技法における画一的なモデルの設定の困難性を物語っている。しかし、スケジュールチャートを活用した児童相談所からは、援助スケジュール全体と付き合わせることで、どこまで進捗しているか、親を含めた関係者が理解しやすいという意見が出された。援助を適切かつ効率的に行うには、準拠モデルとしての援助技法の確立は不可欠である。

今後とも、知見を集積していく必要がある。

また、北九州市のポイント方式、大阪府のスケジュールチャートは、ともに保護者の参加と了解のもとに運営されるところに特徴がある。つまり、援助者（機関）とこれを受ける保護者との間の契約に基づいてサービスが提供されることになっている。両者の間で合意形成ができていないと援助そのものが成立しないので、これは当然といえるかもしれない。しかし、全ての親が援助を受けることに積極的とはいえない現状の中で、どうすれば親の援助への動機づけが強化され、親の参加を得ることができるのである。これについても今後の知見の集積を待たねばならない。

結語

今年度の研究では、昨年度に収集、整理した援助モデルを児童相談所において実際の事例に適用してもらい、具体的な意見を伺った。これを踏まえて、各援助モデルの利点や課題等について考察を加えた。平成15年度も上半期まで引き続きモデルに依拠した援助を継続してもらうことになっており、さらなる知見を伺うとともに、下半期ではこれらを踏まえて具体的な援助モデルについて提言する予定である。

今、児童相談所は多忙を極めている。にもかかわらず、援助モデルを実際の事例に適用していただき、貴重なご意見をお聞かせいただいた大阪府、北九州市の各児童相談所には心からお礼申し上げる次第である。

表 1 適用事例数

北九州市児童相談所	3 件
大阪府中央子ども家庭センター	6 件
大阪府吹田子ども家庭センター	2 件
大阪府東大阪子ども家庭センター	3 件
大阪府堺子ども家庭センター	1 件
大阪府富田林子ども家庭センター	3 件
大阪府岸和田子ども家庭センター	2 件
合計	20 件

表 2 ケースマネージメントの準拠モデル適用の状況

準拠モデル	適用事例
神奈川県のモデル	岸和田 I
特別なモデルを活用せず	北九州市 I、II、III、大阪府中央 II、III、IV、V、VI、吹田 I、II、東大阪 I、II、III、堺 I、富田林 I、II、III、岸和田 II
ケースマネージメントを行わず	大阪府中央 I

※ ローマ数字は事例番号

表 3 アセスメントツールの適用状況

アセスメントツール	適用事例
家族支援のためのチェックリスト	北九州市 I、II、III、東大阪 I、II、III、富田林 II、岸和田 I
その他のツール	
大阪府保護決定アセスメント指標	大阪府中央 I、III、VI、吹田 I、II、堺 I
家族支援のためのチェックリスト	
大阪府保護決定アセスメント指標+大阪府家庭復帰のためのチェックリスト	岸和田 II
家族支援のためのチェックリスト+大阪府保護決定アセスメント指標	富田林 III
家族支援のためのチェックリスト+大阪府家庭復帰のためのチェックリスト	富田林 I
特別なモデルを適用せず	大阪府中央 II、IV、V

※ ローマ数字は事例番号

表4 援助手法の適用状況

援助手法	適用事例
スケジュールチャート	岸和田I
北九州市方式(ポイント方式)	
その他の援助技法	北九州市I、II、III、大阪府中央I、II、III、IV、V、VI、吹田I、II、東大阪I、II、堺I、富田林I、II、III、岸和田II
無記入	東大阪III

資料 1

援助モデル実践報告書

(平成 14 年度厚生労働科学研究)

児童相談所名	
報告者名	
電話番号	
FAX 番号	

1. 事例の概要

(1) 基本事項

事例番号	
受付時年齢	
性別	

※事例番号は各児童相談所単位で

I、II、III というように通し番号を付けてください。

(2) 家族関係図

(3) 事例の概要

2. ケースマネージメントについて

- (1) ケースマネージメントを行うに当って、どのような援助プログラムモデルを活用しましたか。該当する番号をすべて○で囲んでください。なお、何らかのモデルを活用した場合は、実際の援助プログラムを添付してください。
1. 横浜・神奈川方式を活用した
 2. その他のモデルを活用した
 3. 特別なモデルを活用することなく、ケースマネージメントを行った
 4. ケースマネージメントを行わなかった

- (2) 1、2を○で囲まれた場合にお伺いします。実際に援助プログラムモデルを活用されて感じた利点、問題点、改善点は何ですか。下の□内に具体的にご記入ください。

※ 「その他のモデル」を活用された場合、そのモデル名をご記入ください。

3. アセスメントについて

- (1) アセスメントを行った場合、援助のプロセスのどの段階でアセスメントを行ったのかを、別添「保護者援助モデル」の中の該当する「アセスメント」を○で囲んでください。
- (2) アセスメントを行うに当って、どのようなアセスメントツールを活用しましたか。該当する番号をすべて○で囲んでください。なお、何らかのツールを活用した場合は、実際のアセスメント結果を添付してください。
1. 家族支援のためのチェックリスト
 2. 家族評価シート
 3. レーダーチャート
 4. その他のツール
 5. 特別なモデルを活用することなく、アセスメントを行った
 6. アセスメントを行わなかった

(3) 1~4 を○で囲まれた場合にお伺いします。実際にツールを活用されて感じた利点、問題点、改善点は何ですか。下の□内に具体的にご記入ください。

※「その他のツール」を活用された場合は、そのツール名をご記入ください。

4. 保護者への援助手法について

(1) 保護者への援助を行うに当って、どのような援助手法を活用しましたか。該当する番号をすべて○で囲んでください。

1. ポイント方式（北九州市方式）
2. スケジュールチャート（大阪府方式）
3. その他の援助手法

(2) 1、2 を○で囲まれた場合にお伺いします。実際に援助手法を活用されて感じた利点、問題点、改善点は何ですか。下の□内に具体的にご記入ください。

調査の実施にあたって

1. 児童福祉司1人でケースマネジメントモデル、アセスメントツール等を活用するより、スーパーバイザーや保護者、関係機関職員など、複数で協議したり、状態像を確認しながら記入することをお勧めします。
2. 調査票の中の各項目の出典は次のとおりです。お手数ですが、再度ご確認のうえ、ご記入ください。

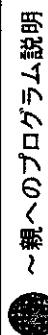
平成13年度厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書（第5/7）
「被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究」

援助プログラムモデル（神奈川方式）p111 他
家族支援のためのチェックリスト p115
家族評価ワークシート p119
レーダーチャート p119
ポイント方式 p120-125
スケジュールチャート p82

資料2 引き取りに向けてのプログラムⅠ(例)

(*プログラムⅠの「X月」は、プログラムⅡの「X月」と同一)

項目	時期	○月			○月			○月			○月			X月			月				
		面会 (立会者)			頻度は親の意向を尊重し決定 (施設職員)			頻度は親の意向を尊重し決定 (施設職員)			頻度は親の意向を尊重し決定 (施設職員)			頻度は親の意向を尊重し決定 (施設職員)			頻度は親の意向を尊重し決定 (施設職員)				
親子接觸	外泊(泊数)／週	①泊	②(土・日・月)	②	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	
親	家訪 (頻度等)	(C)保	(保)	(保)	(保)	(保)	(保)	(保)	(保)	(保)	(保)	(保)	(保)	(保)	(保)	(保)	(保)	(保)	(保)	(保)	
子	来所 (頻度等)	(C)相	(相)	(C)相	(相)	(C)相	(相)	(C)相	(相)	(C)相	(相)	(C)相	(相)	(C)相	(相)	(C)相	(相)	(C)相	(相)	(C)相	(相)
児相プログラム	〔見訪について 〔CCWも訪問 並行面接〕 〔児相にて母子〕	同行(1／週)	同席にて 提示	母～2／月 父～1／月	母～2／月 父～1／月	母～2／月 父～1／月	母～2／月 父～1／月	母～2／月 父～1／月													
ネットワーク会議				◎																◎	



～親へのプログラム説明

【方針】

- ・両親の育児に対する自信をつけること。
- ・適切な援助を求めるようになること。

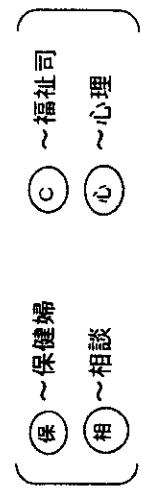
*ネットワーク会議メンバー(○月)～見相・施設・保健婦(市・県)
(○月)～見相・施設・保健婦(市・県)・家児相・保育園等

【プログラム中止・延期の条件】

- ・親が児相との約束を守れない時

【参考】

- ・プログラムの変更する場合、処遇会議(カンファレンス)に隨時提出・検討する。



引き取りに向けてのプログラムⅡ (例)

(プログラムⅢの「X月」は、プログラムⅠの「X月」と同一)

項目	時期	氏名 : A		設定年月日: 平成 年 月 日	
		X月	O月	O月	O月
親子接觸	面会 (立会者)			頻度は親の意向を尊重し決定	
外泊(泊数)／週	②泊(土日月)	②泊と③泊を隔週	②泊と③泊を隔週	④か⑤泊／隔週	④か⑤泊／隔週
親 (頻度等)	家訪 保	家訪 保	保	保	保
子 (頻度等)	来所 母～2／月 父～1／月 同席にて提示	来所 母～2／月 父～1／月 同席にて提示	来所 母～2／月 父～1／月 同席にて提示	来所 母～2／月 父～1／月 同席にて提示	来所 母～2／月 父～1／月 同席にて提示
児相プログラム	施設 1／月	施設 1／月	施設 1／月	施設 1／月	施設 1／月
（児相にて母子並行面接）	来所 家訪	来所 家訪	来所 家訪	来所 家訪	来所 家訪
ネットワーク会議			◎	◎	◎

～親へのプログラム説明

【方針】

・両親の育児に対する自信をつけること。

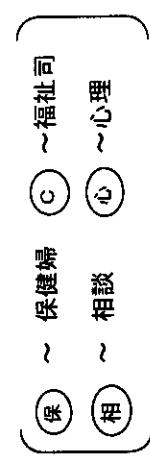
・適切な援助を求めるようになること。
*ネットワーク会議メンバー(O月)～児相施設・保健婦(市・県)・家児相(O月)～児相施設・保健婦(市・県)・家児相・保育園等

【プログラム中止・延期の条件】

・親が児相との約束を守れない時

【備考】

・3月からの泊数増に伴い、外泊の曜日設定については両親の希望と施設の意見見聴取の上、決定が必要。
・プログラムを変更する場合、処遇会議(カンファレンス)に随時提出・検討する。



資料3

家族支援のためのチェックリスト

～評価のための基準尺度～

【子どもの状況】

① 子どもの健康・発育の状況

*乳児項目

- 1 : 健康面・発育面に障害が見られ、継続的な医学的・心理学的アプローチが必要である
- 2 : 健康面・発育面に環境次第で障害を生じる可能性が高く、継続的なフォローが必要である
- 3 : 継続的なフォローは必要ないが、健康面・発育面にも注意が必要である
- 4 : 発育面（健康面）が心配だが、健康面（発育面）は順調である
- 5 : 健康で発育も順調である

② 親に対する恐怖心の程度（親と安定して向かい合えること）

*乳児・ネグレクト非該当

- 1 : 親に会いたがらない、もしくは拒否的な態度や強い不安（恐怖、悪夢、夜恐等）を示す
- 2 : 実際に接触すると、その場や面会後に不安定な状態（拒絶、恐怖、硬直、落ち着きのなさなど）がみられる
- 3 : 恐怖心は軽減しているが、不安や不自然なようすが垣間見られる
- 4 : 不安や不自然な様子が多少見られるが、恐怖心はほぼ消失している
- 5 : 安心・安定した自然な接触が見られる

*下線は、初期評価と非虐待者（配偶者等）の場合削除して考える

③ 対人関係や情緒が安定し、環境や集団に適応可能であること

*乳児非該当

- 1 : 対人関係や情緒が不安定で、実生活上も困難性が高い
(場合によっては、専門的治療の検討をする)
- 2 : 基本的には不安定で、ときに対人的トラブルや精神症状を呈し、不適応状態を認める。職員の適切な助言・対応が必要である
- 3 : 日常は一応の安定した生活が可能だが、時に情緒不安定な状態を呈する。当面、状態観察が必要である
- 4 : ほぼ安定した人間関係や集団適応が可能だが、不安は抱えている
- 5 : 対人関係や集団適応上はほぼ問題ない。情緒面も安定している

④ 虐待（親子関係不調）に対する認知の程度

*乳児・ネグレクト非該当

（自己評価・親評価の修正）

*年齢を考慮にいれること

- 1 : 虐待（親子関係不調）の事実認識が全くない。もしくは誤って理解している
- 2 : 親とうまくいかない事実認識（施設入所の理由）が曖昧である
- 3 : 虐待の事実は一応認めているが、自己や親の評価、あるいは親子の問題は曖昧なままである
- 4 : 親子関係の問題は理解しているが、認知の歪みが残っている
- 5 : 虐待の事実や親子関係の問題を客観的に認めている

*「虐待に対する認知」とは、親子関係が不調であることを認識することと、（虐待の原因ではなく）虐待行為は虐待者が悪く自分が悪くないと認識すること

【親・精神的（心理的）状況】

⑤ 「虐待の事実（親子関係不調）」を認めていること

- 1 : 虐待の事実を完全に否定している、もしくは行為自体になんら問題を感じていない
- 2 : 内心認めていることが推察されるが、態度は曖昧にしたままである（防衛的）
- 3 : 一応かたちとしては認めているが認識は浅い（解決へ向けた行動はみられない）
- 4 : 一応の問題認識をもっている（解決への行動もみられる）
- 5 : 事実として冷静に認め、確かな問題認識をもっている

⑥ 子どもの立場に立った見方や感じ方ができること（子どもへの認知の歪みがないこと）

- 1：自己中心的で、子どもの気持ちの読みとりが全くできない
(例；「子どもが私を怒らせるから」「子どもが私をバカにしている」など)
- 2：理屈では理解しているが、解決への努力はみられない
- 3：理屈では理解できても、対応は自己中心的になりがちである
(解決への努力はみられる)
- 4：自己中心的な見方は残っていても、子どもの立場を理解しながら対応できる
- 5：子どもの立場や気持ちをくみ取りながら子育てができる

⑦ 子どもへの衝動のコントロールができること（虐待に至らないこと） *ネグレクト非該当

- 1：衝動性に気づいておらず、ためらいなく虐待する
- 2：衝動性に気がついているが、虐待に至る可能性が高い
- 3：衝動のコントロールはほぼ安定しているが、虐待に至る可能性も残る
- 4：衝動のコントロールが安定し、虐待に至る可能性は低い
- 5：適切にコントロールできている

⑧ 親が精神的に安定していること

- 1：常に不安定である（場合によっては、治療等の検討を要する）
- 2：ある刺激や状況に対して不安定になりやすい
- 3：通常は安定しているが、子育てに影響するほどの不安定な状態になるおそれもある
(環境や状況次第で予防は可能である)
- 4：子育ての不安・緊張はあるものの、一応安定している
- 5：安定している

*乳児・

⑨ 養育の放棄・放任の程度（子どもの生活の無視、犠牲あるいは無関心）

ネグレクト項目

- 1：子どもの生活が全く保障されていない
- 2：子どもの生活へのかかわりは薄く、衣食住（安全・衛生）への配慮も不充分である
- 3：最低限の衣食住については配慮するが、子どもの生活へのかかわりは不充分である
- 4：子どもの生活へのかかわりはあるが、時に親の生活が優先されがちである
- 5：子どもの生活全般を保障され、子どもの生活へのかかわりもできている

*「4」以降は、衣食住の保障が前提

*「子どもの生活」とは、子どもの生活リズムや親との情緒的な交流、教育環境等を含む

*「親の生活の優先」とは、子どもが必要としている時に、それを無視、あるいは感じることがで
きずに子どもに対応しないことを指す

【親・家族の社会的状況】

⑩ 生活基盤が安定していること（経済面・住居等）

- 1：生活基盤が存在しないか、もしくは子どもが生活していくには全く不適切な環境である
- 2：不安定な生活基盤である
- 3：生活基盤はあるが、条件次第で不安定になることも予測される
- 4：一応最低限の生活基盤が安定して確保されている
- 5：安定した生活基盤がある

⑪ 公的機関（主に児童相談所）との相談関係が築かれていること

- 1：児童相談所に敵意をいだいているか、もしくは関係を築いていくことに拒否的である
- 2：拒否的ではないが、児童相談所からの強力な働きかけが必要である
- 3：不安定だが、児童相談所もしくは関連機関とは一応相談関係はつくられている
- 4：児童相談所もしくは他の機関と良好な関係が築かれている
- 5：児童相談所のほか、他の関係機関とも良好な関係が築かれている

⑫ 夫婦や家族に対して、地域・社会のモニター・支援機能が存在すること

- 1 : 全くない
- 2 : 期待したいモニター機能はあるものの、不確実もしくは機能していない
- 3 : 唯一のモニター機能が存在する
- 4 : 複数の確実なモニター機能が存在する
- 5 : モニター機能は必要ない（ただし、⑪が4もしくは5の評価であること）

*在宅プログラムをイメージした時にチェックする

⑬ 適切な地域でのサービス（公的・私的）を利用あるいは受け入れる態度

- 1 : 援助を積極的に拒否し、地域でも孤立した状況である
- 2 : 援助には消極的に拒否した態度である
- 3 : 一応援助を求めている態度を示している
- 4 : 積極的に求めている（依存的要素を含む）
- 5 : 適宜必要な援助が求められる

*在宅プログラムをイメージした時にチェックする

【親子関係の状況】

⑭ 親子がお互いに安心して過ごせること

*乳児非該当

- 1 : 親子どちらか、もしくは双方が強い不安・緊張を示す、あるいは険悪な関係を呈する可能性が高い
- 2 : 短時間なら安心して過ごせるが、第三者の介在が必要である
(職員同席の短時間の面会は可能)
- 3 : 少少の不安・緊張はみられるが、一応家族だけで安心して過ごすことはできる
(面会・外泊は可能だが、持続的で安定した関係はまだ難しい)
- 4 : 場面によって緊張を生む可能性はあるが、親の対応に任せられる範囲にある
- 5 : 自然な関係の中で、親子が安心・安定して過ごせる

⑮ 親子がお互いに肯定的に評価しあえること

*乳児非該当

- 1 : 双方もしくはどちらかが、相手に対して（感情的な）非難や否定をしている。もしくは非現実的な理想化をしている
- 2 : 双方もしくはどちらかが、現実的なイメージは持っていないが、相手に対する非難や否定は少ない
- 3 : お互いに、非難・否定が少なく、現実的なイメージを持ってきている
- 4 : お互いに現実的なイメージを持っているが、お互いに確認し合えていない
- 5 : お互いに安定した信頼関係（安心感）が築かれている（確認済み）

*「現実的なイメージ」とは、良い面、悪い面を肯定的に認識していること

⑯ 子どもの物理的・心理的居場所があること（家族関係や家族状況が調整されていること）

- 1 : 子どもを物理的・心理的に受け入れる場・姿勢がみられない
- 2 : 受け入れる姿勢はあるが、子どもが不安定になる家族の問題が残されている
(問題意識は希薄である)
- 3 : 家族の問題は残されているが、子どもの居場所はある
(問題意識はある)
- 4 : 家族の調整は一応されている
- 5 : 家族関係が良好で、子どもにとって快適な居場所が確保されている

*夫婦関係、きょうだい、祖父母関係等含んで考える

⑰ 親子の非言語的な関わり

*乳児項目

- 1 : 子どもの行動（泣くことや笑うこと等）があっても、無視・拒絶する
- 2 : 子どもの行動に対して敏感ではない。子どもは嫌がる（とまどう）様子を見せる
- 3 : 子どもの行動に反応できるが、関わり方はぎこちない。子どもは嫌がらない（とまどわない）
- 4 : 不充分だが、比較的良好な親子の相互の反応が認められる
- 5 : 子どもの行動に敏感で、親子双方から自然な非言語的なかかわりが認められる

*暴力があれば「0」になる

資料4 家族評価ワークシート(標準用)

資料4 家族評価ワークシート(標準用)		生年月日: 年 月 日	評価の目的:	総合評価(方針)
児童氏名:	項目	チェック表評価		
児童・精神的(心理的)状況	2 親への恐怖心	4.5		
	3 対人関係情緒の安定	5		
	4 廉特に対する認知非該当			
	5 廉特の事実認識	3.5		
	6 子どもの立場理解	4		
	7 術動コントロール	4		
	8 精神的安定	4		
	9			
親・家族の社会的状況	10 生活基盤	5		
	11 公的機関との相談関係	4		
	12 地域のモニター機能	5		
	13 サービス利用への態度	4		
	14 安心して過ごせる	3		
	15 互いの肯定的評価	?		
	16 物理的心理的居場所	3		
	17			
評価者				
次回評価予定期	年 月			

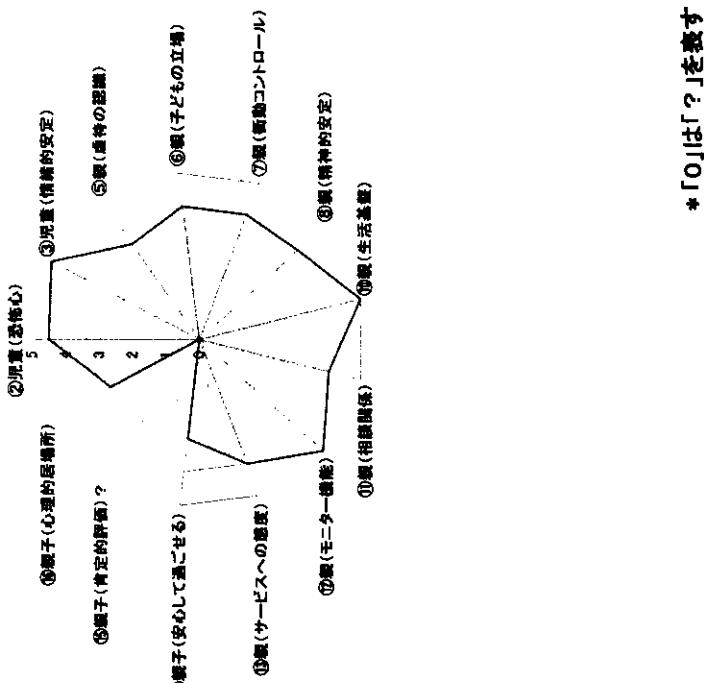
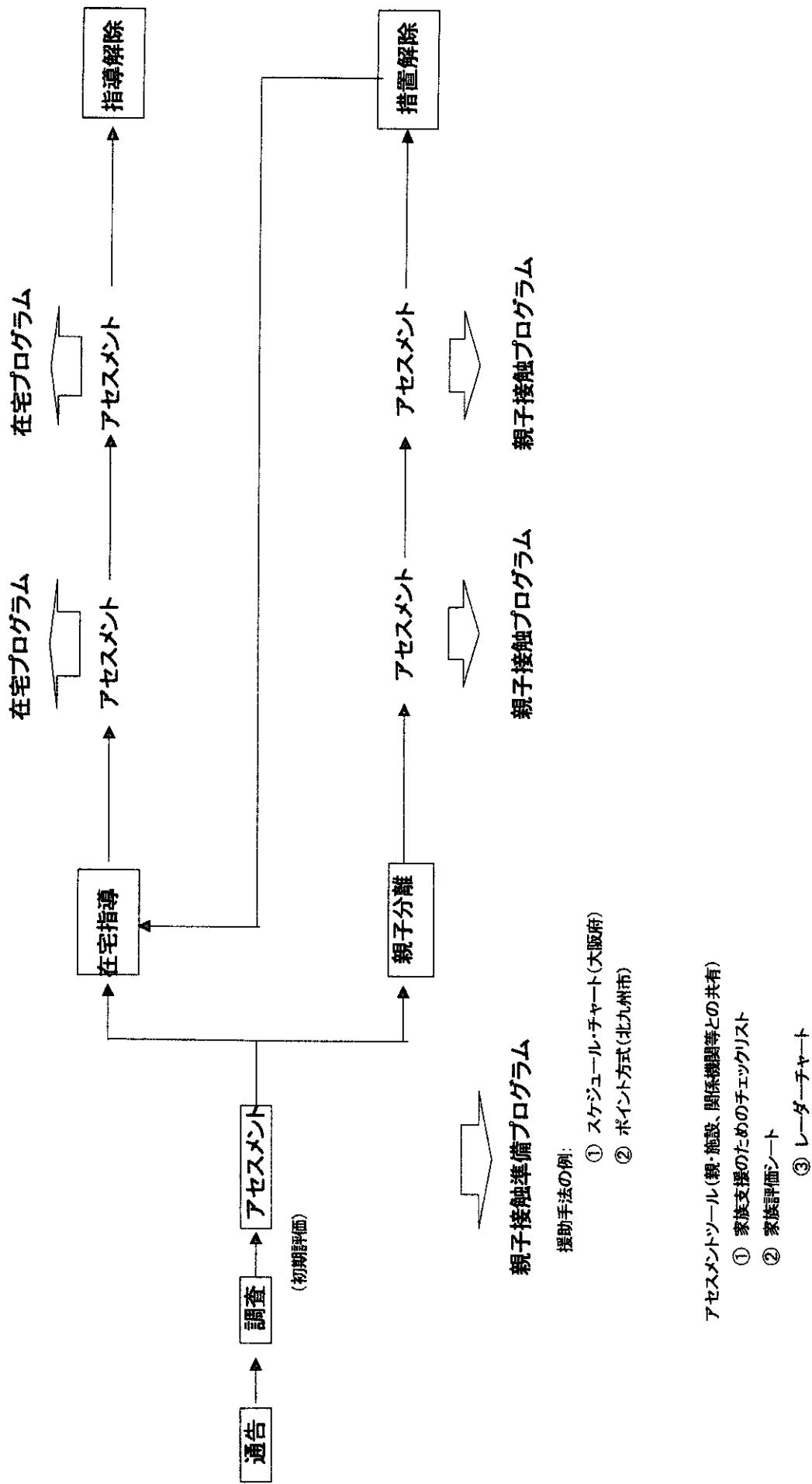


図1 保 護 者 援 助 モ テ ル の 概 要



乳児院・児童養護施設における 被虐待児童の保護者への援助のためのガイドライン（素案）

このガイドラインの目的

乳児院、児童養護施設をはじめとする児童福祉施設においては、虐待を受けた子どもの増加にともない、子どものケアと保護者への援助が重要な課題となっている。

子どものケアは、心理療法担当職員などの配置により、対応が進みつつある。これに対し、虐待をする保護者への援助は十分には手がつけられていない状況にある。もちろん、それぞれの施設ではいろいろ工夫しながら保護者と関わっている。しかし、保護者への援助のあり方に関して明文化されたガイドラインをもっているところはほとんどない。さらに、個々の乳児院、児童養護施設でガイドラインを作成するための参考となるような一般的なガイドラインもない。

ここに示すガイドライン（素案）は、私たちの研究班（「被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究」主任研究者 庄司順一）で検討を重ねたもので、乳児院、児童養護施設で被虐待児童の保護者への援助をおこなう上での、基本的な考え方、具体的な対応方法を述べたものである。しかし、「素案」とあるように、完成したものではなく、ガイドラインを作成するための「たたき台」といえるものである。

本年（平成15年）中に、このガイドライン（素案）をもとに、施設に入所しているケースの子どもの年齢などを考慮した、一步進んだガイドライン（案）を提示する予定である。「案」は各施設でご検討をいただく予定であるが、そのさいにはぜひご意見をお寄せいただきたい。併せて、この「素案」にもご意見をいただければ幸いである。

被虐待児童の保護者への援助の視点

まず、保護者に対して「指導」するというのではなく、「援助」「支援」という視点にたつことが必要である。

被虐待児童の保護者への援助を考えると、子どもの入所（前）から退所（後）まで、時系列をふまえた、全体的な援助計画（つまりケースマネージメント）と、それぞれの節目の時期でのアセスメントが不可欠であると考えられる。これらは、児童相談所との共働作業となろう。

アセスメントにおいては、チェックリストも利用するが、チェックリストの項目に記入するだけで、アセスメントが完了するものではない。しかし、チェックリストの活用により、もれを少なく必要な情報を得ることができ、複数の関係者でチェックすることにより判断の偏りを防ぎ、さらに関係者が共通の認識を得る基盤とすることができる（参考：横浜市児童相談所「家族支援のためのチェックリスト」（資料1）、神奈川県虐待防止対策班「家族支援のためのチェックリスト～評価のための基準尺度～」（資料2））。

保護者への援助の目的は、必ずしも家族がいっしょに生活できるようになること（狭義の「家族の再統合」）を目指すものではない。ケースによっては、子どもが施設を退所した後、家族（親子）が家族（親子）であることをともに自覚しつつ、それぞれある程度距離をおいて生活し、交流をもったり、保護者が子どもからみて社会資源の役割をはたすようになる（例えば大学に進学する場合の費用を負担する）ことが、保護者への援助の目標となる場合もある。

保護者への援助を考えるとき、「虐待」は一つではないことに留意する必要がある。すなわち、虐待をする保護者には、さまざまなタイプ、程度があり、虐待の発生に結びつく要因、保護者や家族の健全さなどもそれぞれ異なるであろう。保護者への援助といつても、それらに応じて進めていく必要がある。

そして、援助が困難なケースがあることも留意しなければならない。暴力的な言動、

一方的な要求、面談・面会などの約束を守らないなど、関わりをもつことが困難な保護者もいる。保護者への援助は決して容易な課題ではない。

以下、入所前から退所後までを時系列にそって5つの時期に分け、援助のあり方の例を示す。各時期について、「1) ねらい」として援助の概要を、「2) 検討課題」として援助の背景やその時期の援助全般にわたる留意点を、「3) 具体的取り組み」として援助の実際を述べる。

1. 入所前（アドミッションケア）

1) ねらい

①情報収集と事前評価（見立て）

どのような状況で虐待が生じているのか、当面の仮説を立てる。

②入所に向けての施設内部での調整

子どもの年齢や状態をふまえて、担当者の人選や部屋割り等の受け入れ体制を整えるのはどのケースも共通であるが、虐待ケースにおいては、とりわけその後の家族支援計画の展開を意識した体制づくりが求められよう。

③子ども・保護者と施設との関係づくり

ケースによっては、はじめからきわめて困難な場合もあるが、できるだけ早い時期に、子どもとはもちろんのこと、保護者や、場合によっては親族なども含めて関係をとっていくことが必要である。

2) 検討課題

①情報収集と事前評価

情報収集といっても、入所前、入所の時点では、児童相談所からの情報によるところが大きいと思われる。そのさい、児童票や心理診断書等の公式の文書情報に限らず、直接児童相談所の職員や他の関係者と、事前のカンファレンスなどの形で情報交換できることが望ましい。

児童相談所の初期評価では「家族支援のためのチェックリスト」（資料1、資料2参照）などを用いている場合がある。

②保護者に対する「虐待の告知」

告知は、基本的には児童相談所の役割である。実際の告知にあたっては、必ずしも「虐待」ということばを使う必要はない（むしろ意図的に避けておいた方がよい場合もある）。 「親としての不適切な行為である」「それによって子どもの心身に悪影響が生じている」など、いずれにしても、何らかの不適切な養育が行われていたこと、さらに、今後はその改善に向け一緒に取り組んでいくことになる旨を、明確にわかりやすく伝えておくことである。

「虐待の告知」の施設にとっての意味は、入所（親子分離）理由を明確化することであり、さらには、入所（親子分離）理由を親と施設で共有し、これから援助関係を築いていく出発点ともなる。また、親が子どもに対し謝罪の気持ちを持ったり、親が自らの問題性を振り返ることにつながる重要なステップでもある。

「虐待の告知」を行わない場合、施設への入所（親子分離）理由が曖昧になったり、親と児童相談所、施設間で認識のずれが起きたりする可能性が高くなる（親は「この子に問題があるから施設にお願いしたんだ」と主張するなど）。ひいては、入所後の援助目標が定まらない、親からの強引な引き取り要求に対処しきれないといった問題が生じてくることになる。

いわゆる28条ケースなど、児童相談所が強制介入した結果、仮に児童相談所側が告知したとしても、親は認めず、虐待の事実認定をめぐって激しい争いになることが予想される。こうした場合でも、不適切な養育状況にあったことについての根拠ははっきりと把握しておく、必要に応じて援助者側から親へ伝える努力はしておかなければならない。

施設にとって重要なことは、児童相談所が「虐待の告知」をしたのかどうか、した場合はどのような形でしたのか、その際の保護者の反応はどうであったか、告知をしなかった場合には、どのような理由でしなかったのかを確認することである。

③保護者の状態の評価

入所前の時点で、保護者の状態に関する評価は児童相談所が行っているが、施設としても児童相談所からの情報や、もし事前に施設見学などで保護者とコンタクトが取れる場合など、直接的に収集可能な情報も含めて、ある程度の評価をしておくことが望ましい。

保護者の状態に関する評価の観点としては、以下のa.～e.などが挙げられる。

a. 保護者のタイプ（心理・行動特徴）

西澤（2002）は、昨年度の報告書の中で、保護者のタイプを次の7つに分けて整理し、それぞれの特徴、援助の基本的考え方を述べている。

- 育児不安型
- 完全主義的養育型
- 愛情欠如型
- 暴力的衝動に対するコントロールの不足・欠如型
- 未熟型
- 人格障害
- 精神障害

愛知県の「被虐待児家庭復帰のための保護者指導マニュアル」では、さらに次の2つのタイプを追加している。

- 知的障害型および多子貧困型
- 混合型、その他

b. 虐待のタイプ（身体・ネグレクト・心理・性的）とその程度（重度・中度・軽度）

特に性的虐待については、「加害者が誰であるか」及び「その保護者が性的虐待を認めるか否か」により、保護者への対応が異なるというような特有の問題をはらんでいるので、注意を要する（前掲「被虐待児家庭復帰のためのマニュアル」愛知県）。

c. 虐待の認識（自覚）の有無および援助への動機づけ

例えば、以下のようなタイプにわけられる。

- タイプ1：虐待を認め、問題意識を持ち、援助を求める親
- タイプ2：虐待の認知および援助の同意・受け入れが変動する親
- タイプ3：虐待を否認し、援助を拒否する（前掲「被虐待児家庭復帰のためのマニュアル」愛知県）

ル」愛知県）

d. 家族・親族の状況

家族、親族の状況については、家族の経済状況、就労状況、家族の生活歴、家族の知的障害・精神障害の有無などを明らかにする必要がある。

e. 社会資源活用の可能性

親族を含め、その家族が利用している社会資源、利用可能な資源、必要な資源について検討する。

3) 具体的取り組み

①入所に関する調整

緊急の場合はともかく、一時保護を経由して入所となるような場合等は、できるだけ入所前に児童相談所の担当者と直接情報交換する場を設けることが望ましい。具体的な入所日時や、入所にあたって特に配慮が必要な点、当面の援助目標などについて、十分打ち合わせをすること。

②情報の収集

前項でも述べたように、児童相談所からの児童票・心理診断書等に加えて、担当者との直接的な情報交換や、さらに可能ならば、子ども本人および親とも事前に会って、施設に関する情報提供と同時に、子どもや親の状態について、生の情報をつかめるとよい。

③ケース（子ども、保護者）に対する見立てと役割分担

入所前の段階では、ケースに対する見立ては、児童相談所が主導的に行うことになると思われるが、その見立てとそれに基づく援助計画について、事前に共有できるようになることが望ましい。長期的な援助目標と当面の目標、面会・外出・外泊といった流れをどうするか、児童相談所と施設の役割分担をどうするかなど、細部は今後の調整の余地を残しつつも、大枠は取り決めておく必要がある。

特に、児童相談所が強制的に介入したケースに関しては、親との厳しいやりとりが予想される中、子どもの安全をどのように守るのか、強

硬な引き取り要求にどう対応するか等、具体的な問題点について児童相談所との事前協議が欠かせない。また、そういうったケースでも、子どもを保護し養育する施設に対しては、親もそれなりの遠慮や依存的な態度を示してくる場合があり、対決的な部分は児童相談所で、親を共感的に支えていく面は施設で、といった役割分担が成立することもある。

大まかな援助計画は、文書にして児童相談所、施設、できれば保護者と共有できるとよい。計画を文書化しておくことは、関係者間の認識のズれをなくしたり、今どの段階までできているのか、問題点は何か、などを振り返るのに役立つほか、後々の保護者とのトラブル防止にも有効である。

④施設内部での調整

③の役割分担にからんで、施設内部においても、入所児童の受け入れにあたって、職員の役割分担を検討しておく必要がある（子どもの担当と保護者担当など）。特に、強制介入ケースなどによりトラブルが予想される場合は、事前に施設内の体制や緊急時の対応についてシミュレーションしておくとよい。

⑤子どもと施設職員の事前の面会

一時保護所等で可能ならば、入所のめどが立った段階で会っておくのもよいだろう。その目的は、本児の現在の希望や意向の聞き取り、入所予定の施設に関する情報の提供、本児に関する生の情報収集といったところである。本格的な関係づくりは入所時からとなるが、この段階でもその第一歩につながるので、慎重に対応したい。

⑥家族・親族と施設職員の事前面接

入所前の段階で、親と施設職員が会う機会はそうないかもしれないが、可能な場合には、施設での援助内容などの情報開示、さらには施設見学等を行う。情報収集のみならず、この時点から、関係づくりが始まっていることに十分注意して、こうした機会を有効に活用したい。

2. 入所時および入所直後

1) ねらい

- ①保護者との関係づくり
- ②保護者の状況の把握、評価
- ③保護者の意向聴取と施設・機関の説明
- ④初期の援助に関する契約
- ⑤援助方針の策定

2) 検討課題

①入所時の面接の意義

入所時は、関係づくりの第一歩であり、その後の援助過程に大きな影響を及ぼすものであるとともに、保護者と会う唯一の機会となることもある。

保護者への対応においては、受容的な態度を心がけることが重要である。

②初回面会の方針

初回面会は、子どもにとっても保護者にとっても重要な意味をもつ。

初回面会を行う条件としては、施設入所後子どもが落ち着いた時点で、「子どもと会ってもリスクがなく（少なく）、①子どもが会いたい」と言っている、同時に②会っても大丈夫である」という評価ができている場合であると考えられる。

初回面会の方法（すすめ方、場所、時間、同席者など）については、児童相談所と協議をしておく。

また、初回面会については評価が大事であり、今後の面会の方針とすすめ方につながっていく。次回の面会の設定が可能であれば、次の目標という意味でも、設定する。

3) 具体的取り組み

①保護者への入所時面接の実施

児童相談所をとおして、可能な限り、入所時に保護者の来所を促すようにする。可能な場合には、家族、親族など関係者にも来所してもらう。面接時には、現在の保護者の気持ちや保護者と家族の希望などを聞き取るとともに、施設